

広島県公安委員会告示第 90 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 32 の 2 第 1 項の運転免許取得者教育について、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 1 条に規定する課程を認定したので、同法第 108 条の 32 の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 21 年 11 月 16 日

広島県公安委員会
委員長 水 野 勝

認定を受けた者	運転免許取得者教育				認定年月日
	施設の名称	施設の所在地	課程の区分	課程の名称	
山形県山形市宮町二丁目 11 番 9 号 黒井産業株式会社 代表取締役 高橋 渡	廿日市自動車学校	廿日市市住吉二丁目 8 番 1 号	規則第 1 条第 1 号に規定する課程	広島県公安委員会認定 四輪車コース	平成 21 年 10 月 28 日
			規則第 1 条第 2 号に規定する課程	広島県公安委員会認定 二輪車コース	
			規則第 1 条第 3 号及び第 6 号に規定する課程	広島県公安委員会認定 高齢者 A コース	
			規則第 1 条第 4 号に規定する課程	広島県公安委員会認定 高齢者 B コース	
			規則第 1 条第 5 号に規定する課程	広島県公安委員会認定 地域特性コース	
			規則第 1 条第 6 号に規定する課程	広島県公安委員会認定 70 歳未満特定コース	
			規則第 1 条第 7 号に規定する課程	広島県公安委員会認定 二輪車二人乗りコース	
			規則第 1 条第 8 号に規定する課程	広島県公安委員会認定 総合コース	

東広島市黒瀬町津江 608 番地 有限会社ハッピー 代表取締役 齊藤良男	ニューチーム石田 自動車教習所	東広島市黒瀬町津江 608 番地	規則第 1 条第 3 号及び 第 6 号に規定する課程 規則第 1 条第 6 号に規 定する課程	広島県公安委員会認定 高齢者課程 広島県公安委員会認定 70 歳未満課程	平成 21 年 10 月 28 日
広島市安佐北区可部南一丁目 6 番 17 号 株式会社可部自動車学校 代表取締役会長 花谷一宏	可部自動車学校	広島市安佐北区可部 南一丁目 6 番 17 号	規則第 1 条第 5 号に規 定する課程	広島県公安委員会認定 地域特性運転者教育	平成 21 年 10 月 28 日
広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 財団法人広島県交通安全協会 会長 藤原睦躬	広島県自動車学校	広島市西区観音新町 四丁目 13 番 20 号	規則第 1 条第 5 号に規 定する課程	広島県公安委員会認定 地域特性教育課程	平成 21 年 10 月 28 日
広島市西区観音新町二丁目 10 番 17 号 株式会社広自センター 代表取締役 脇本健治	広島中央自動車学 校	広島市西区観音新町 二丁目 10 番 17 号	規則第 1 条第 5 号に規 定する課程	広島県公安委員会認定 地域特性教育	平成 21 年 10 月 28 日
安芸郡熊野町 5640 番地の 1 株式会社テクノ自動車学校 代表取締役 竹内正彦	テクノ自動車学校	安芸郡熊野町 5640 番 地の 1	規則第 1 条第 5 号に規 定する課程	広島県公安委員会認定 地域特性課程	平成 21 年 10 月 28 日